

# ISSB公開草案の概要(2) S1基準案の概要

2022年5月

SSBJ設立準備委員会 事務局

- ❖ 2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、設立後初めての公開草案を公表しました。（**コメント期限：2022年7月29日**）
  - ▶ ISSB公開草案  
「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」  
（S1基準案）
  - ▶ ISSB公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」（S2基準案）
- ❖ 本資料は、**S1基準案の概要**をご説明することを目的としています。

2021年11月3日及び2022年3月31日にIFRS財団から公表された以下の資料をSSBJ設立準備委員会事務局が仮訳し、本資料に反映しています。

- General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype
- Climate-related Disclosure Prototype
- [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information
- [Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures
- Comparison [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information and [draft] IFRS S2 Climate-related Disclosure with the Technical Readiness Working Group prototypes

財務諸表とサステナビリティ報告の間の一貫性（consistency）と  
つながり（connections）の必要性を強調

- ❖ 情報の結びつき
- ❖ 関連性がある場合は一貫性のある仮定を使用

財務諸表とサステナビリティ開示を同時に公表することを求める

異なる法域における適用を促進する

- ❖ サステナビリティ関連財務情報の特定の記載場所を規定しない
- ❖ 追加情報の提供を容認

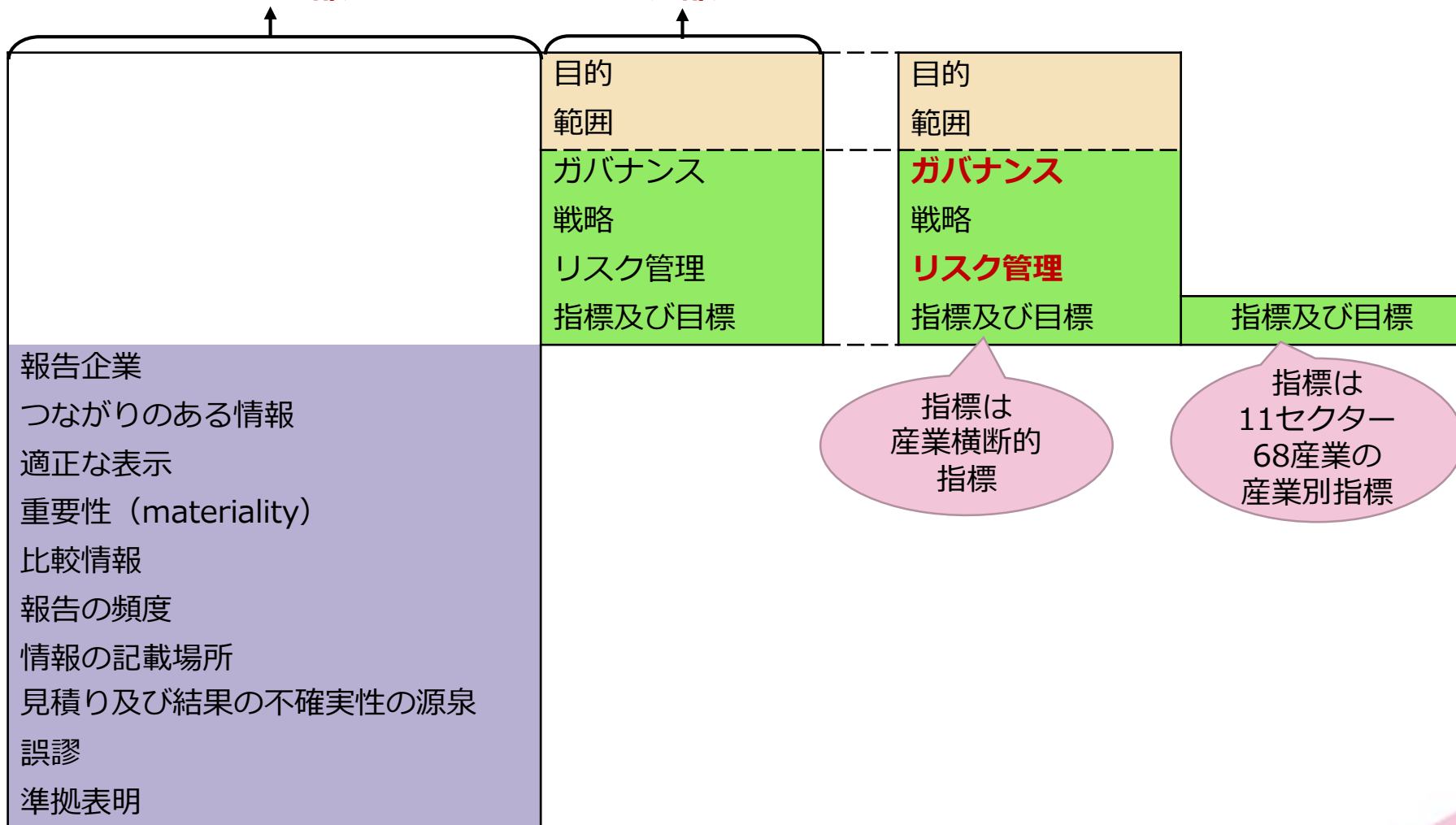
# S1基準案とS2基準案の関係

## S1基準案

## S2基準案本文

## S2基準案付録B

- ① 開示の基本事項（全般的な特徴）  
② テンプレートとなる共通部分



## S1基準案

目的 範囲
ガバナンス 戦略 リスク管理 指標及び目標

企業価値の評価に有用な、**重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会**に関する**重要性がある情報**の開示

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標及び目標
サステナビリティ関連のリスク及び機会を <b>モニタリング・管理</b> するための <b>ガバナンスのプロセス、統制、手続</b>	サステナビリティ関連のリスク及び機会に <b>対応</b> するための <b>戦略</b>	サステナビリティ関連のリスク及び機会を <b>識別・評価・管理</b> するための <b>プロセス</b>	サステナビリティ関連のリスク及び機会を <b>測定・モニタリング・管理</b> するための <b>方法</b>

- 報告企業
- つながりのある情報
- 適正な表示
- 重要性 (materiality)
- 比較情報
- 報告の頻度
- 情報の記載場所
- 見積り及び結果の不確実性の源泉
- 誤謬
- 準拠表明

- ❖ IASBの概念フレームワーク、**IAS第1号、IAS第8号**と整合的な定義や要求事項が含まれている（「**重要性がある**」の定義など）
- ❖ 具体的な開示は、**他のIFRSサステナビリティ開示基準**（例えば、気候関連開示基準（S2基準案））で定める
- ❖ 適用されるIFRSサステナビリティ開示基準がない場合、**他の基準等**（**SASB基準やCDSBフレームワーク**など）を考慮する

## 開示目的

すべての重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある (material) 情報の開示を企業に求めること

## 情報

- 全般的要求事項
- 気候関連開示基準
- ISSBの強制力のないフレームワーク (CDSBフレームワーク適用ガイダンス等)
- 他の基準、他の源泉

**Step1 :**  
左記の基準等を参照し、  
重大なリスク  
及び機会を識別

重大な (significant) リスク及び機会へフォーカスして開示を作成

ガバナンス

戦略

リスク管理

指標及び目標

materialな情報

企業価値評価に資する、サステナビリティ関連財務情報

**Step2 :**  
省略できるかという観点で開示  
情報を特定

# サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

## 全般的要求事項

企業は、すべての重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を開示することが求められる

## 気候関連開示基準

企業は、リスク又は機会及び開示を識別するために、関連するIFRSサステナビリティ開示基準を適用する

特定のIFRSサステナビリティ開示要求がない場合、企業は以下を考慮しなければならない

SASBスタンダード*1	CDSBフレームワーク*2 の適用ガイダンス	他の基準	他の源泉
産業別開示トピック	ISSBの強制力のないガイダンス	投資者の情報ニーズを満たすもの	同業他社の実務（類似の産業、地域）

**例示的ガイダンス**：SASBスタンダード、CDSBフレームワークの等の使用方法

- \*1: SASB（サステナビリティ会計基準審議会）スタンダードは、11セクター・77産業に関して、産業ごとに企業の財務パフォーマンスに影響を与える可能性が高いサステナビリティ課題を特定している
- \*2: CDSB（気候開示基準委員会）フレームワークは、気候変動や森林、生物多様性、水などの環境情報を財務情報に統合して報告するための枠組み

## 企業のバリュー・チェーン

(ビジネスモデルとビジネスを取り巻く外部環境に関連する活動、資源及び関係の全範囲)

資源 (resource) への依存 (dependencies) と影響 (impacts) 、  
企業が保持する関係 (relationship)



企業の活動や業種に重要な  
**リスク**をもたらす

トレードオフ



適応に焦点を当てた企業に  
**機会**をもたらす

## サステナビリティ関連のリスクと機会の例

- ビジネスモデルが水に依存している場合、その**資源の質**、**利用可能性**、**価格設定の変化の影響**を受ける可能性が高い
- 活動が地域コミュニティなど、外部に対して**悪影響**を与える場合、**政府による規制強化**や、**風評による影響**を受ける可能性がある
- ビジネスパートナーが**重大なサステナビリティ関連のリスクと機会**に直面する場合、**企業自身も関連する結果にさらされる可能性**がある



<b>報告企業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ サステナビリティ関連財務開示は、<b>関連する財務諸表と同じ報告企業</b>について行う</li> </ul>
<b>つながりのある情報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 以下を利用者が評価できる情報の開示が必要             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ サステナビリティ関連の<b>各種リスクと機会のつながり</b> (connection)</li> <li>▶ 当該情報が<b>財務諸表における情報</b>とどのように結びついているか</li> </ul> </li> </ul>
<b>適正な表示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 開示要求に準拠するのみでは企業価値評価に資する情報として不十分な場合、<b>追加の開示を検討</b>する</li> </ul>
<b>重要性 (materiality)</b>	<p><b>定義：</b> 情報を省略、誤表示、覆い隠したときに、一般目的財務報告の主要な利用者が当該報告に基づき行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要性がある (material)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ IASBの概念フレームワークやIAS第1号の定義と整合。<b>ただし、長期の財務上の影響や、バリュー・チェーン全体の相互関係の財務上の影響の考慮が必要</b></li> <li>❖ 重要性があるサステナビリティ関連財務情報は、利用者の企業価値評価に影響を与えることが合理的に予想される要因についての洞察を提供する</li> <li>❖ <b>発生可能性は低い</b>が<b>結果の影響が大きい</b>サステナビリティ開示のリスクと機会に関する情報が含まれることもある</li> <li>❖ 閾値の定めはなく、個社の状況に応じて判断が必要 (各報告日に再評価)</li> <li>❖ 情報に<b>重要性がない</b>場合、当該情報の<b>開示は不要</b></li> </ul>

<b>比較情報</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 以下について<b>比較情報の開示が必要</b><ul style="list-style-type: none"><li>▶ 当期に開示したすべての<b>指標</b></li><li>▶ 記述的なサステナビリティ関連財務開示（当期の開示の理解に関連する場合）</li></ul></li><li>❖ <b>更新された見積りを反映した比較情報</b>を開示（前期の報告金額と異なる場合、修正前後の金額の差額と修正理由を開示）</li><li>❖ 比較情報の<b>修正が実務上不可能な場合は、その事実を開示</b></li></ul>
<b>報告の頻度</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 関連する財務諸表と同じ<b>報告期間（same reporting period）</b>かつ<b>同時（same time）</b>に開示する</li><li>❖ 期中のサステナビリティ関連財務情報の開示については規定しない</li></ul>
<b>情報の記載場所</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ IFRSサステナビリティ開示基準が要求する情報について<ul style="list-style-type: none"><li>▶ <b>一般目的財務報告の一部として</b>開示する</li><li>▶ 規制当局による要求などの他の要求の開示と同じ場所で開示できる</li><li>▶ <b>相互参照</b>で含めることができる（参照先の情報を利用者が<b>同じ条件で同時に入手可能</b>である場合に限る）</li></ul></li><li>❖ IFRSサステナビリティ開示基準が共通項目の開示を求める場合、<b>不要な重複は避ける</b>（例えば、ガバナンスの開示など）</li></ul>

<b>見積り及び結果の不確実性の源泉</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 開示した指標のうち、見積りの不確実性が重大な（significant）ものについて、<b>見積りの不確実性の源泉及び性質、不確実性に影響を与える要因</b>を開示</li><li>❖ サステナビリティ関連財務開示が財務データ及び仮定を含む場合は、<b>可能な限り財務諸表における財務データ及び仮定に整合的でなければならない</b></li></ul>
<b>誤謬</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ <b>重要性のある過年度の誤謬</b>は、実務上不可能な場合を除き、開示された過去の期間の比較情報の金額を修正再表示することで訂正する</li></ul>
<b>準拠表明</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ サステナビリティ関連財務開示がIFRSサステナビリティ開示基準の関連するすべての要求事項に準拠する場合、<b>準拠の旨の明示的かつ無限定の記述</b>を含める</li><li>❖ 開示の免除（現地の法律や規制によりIFRSサステナビリティ開示基準で要求されている情報の開示が禁止されている場合）を利用する企業に対しても、準拠を主張することを妨げない</li></ul>

